* **この運営規程は参考例です。各事業所の状況に併せて適宜変更してご利用ください。**　　**で囲んだ部分については必ず各事業所用に修正又は削除が必要です。また、見出しに★印のついた条項は必ず記載が必要ですので、ご留意ください。**

《事業所名》　指定短期入所事業　運営規程

（事業の目的）★

第１条　この規程は、《法人名》（以下、事業者という。）が設置する《事業所名》（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る障害児者（以下、「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な指定短期入所（以下、「本サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）★

第２条 　この事業所が実施する本事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

２　本事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　本事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４　前３項のほか、事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　《事業所名》

（２）所在地　《事業所所在地》

（従業者の職種、員数及び職務の内容）★

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　１名

　　事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

２　生活支援員　　○名以上

　　日常生活上の支援、相談、介護を行う。

３　看護職員　○名以上

　　利用者の日常生活上の医療的ケア等に関することを行う。

４　栄養士　○名以上

利用者の栄養管理及び食事の献立に関することを行う。

５　調理員　○名以上

　　調理業務に関することを行う。

６　事務職員　○名以上

　　事業所運営に必要な事務を行う。

（事業所の類型）

第５条　事業所の類型は、併設or空床利用型or単独型事業所とする。

（利用定員）★

*…居室のベッド数と同数。空床利用型は記載不要*

第６条　事業所の利用定員は、○○名とする。

（主たる対象者）★

*…主たる対象者を特定しない場合は「特定しない。」と記載*

第７条　主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細分なしの別）

知的障害者

障害児

精神障害者

難病等対象者

（本サービスの内容）★

第８条　この事業所が提供する本サービスの内容は次のとおりとする。

（１）食事の提供

　（２）入浴または清しき

　（３）日常生活上の介護

　（４）機能訓練

　（５）生活相談

　（６）健康管理

　（７）その他日常生活上の世話

（利用者等から受領する費用の額等）★

第９条　事業者は、本サービスを提供した際は、利用者等から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領を行わない本サービスを提供した際は、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

３　前２項の支払を受ける額のほか、本サービスにおいて提供される便宜に供する費用にうち、食費、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者等から受けることができる。

４　前３項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付しなければならない。

５　第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

（サービスの利用に当たっての留意事項）★

第１０条　サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

（緊急時等の対応方法）★

第１１条　事業所の従業者は、本サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）★

第１２条　事業者は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

２　前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第１３条　事業者は、提供した本サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３　事業者は、提供した本サービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは本サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業者は、提供した本サービスに関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

５　事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）★

第１４条　事業者は、事業所において利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（業務継続計画の策定に関する事項）

第１５条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に用務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策に関する事項）

第１６条　事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

（１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（身体拘束等の禁止）

第１７条　事業者は、本サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業者は、適切に本サービスが提供できるよう従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　　採用後○か月以内

（２）継続研修　　　年○回以上

２　従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

３　事業者は、雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

４　事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存する。

５　事業者は、利用者に対する本サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から５年間保存するものとする。

６　この規程に定めるほか、事業所の運営に関する重要事項については、事業者と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、　　　年　月　日から施行する。